

札幌市交通局駅構内期間限定売店設置事業者募集要領

1 募集の趣旨

札幌市交通局（以下「当局」という。）では、地下鉄駅など多くのお客様にご利用いただいている立地上の利点を活かし、お客様の利便性向上を図るため、資産の有効活用に取り組んでいます。

更なる利便性向上を向けて、下記の物件において食品や雑貨類などの物販を期間限定で行う売店の出店事業者を募集します。

2 対象物件

駅	場所	面積	使用料(1 週間)※	備考
東西線大通駅	2 番出口そば	9.60 m ²	23,207 円(税込)	ワゴン型売店区画
南北線さっぽろ駅	10 番出口そば	9.38 m ²	47,278 円(税込)	対面型売店区画

※その他道路占用料相当額がかかります。 南北線さっぽろ駅は使用期間 2 週間から

3 応募資格

(1) 「札幌市交通局競争入札参加資格審査等取扱要領」に基づき、次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

エ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) その他、以下の条件をすべて満たしていること。

ア 札幌市内に事務所等（借受人の本社、支社、営業所、出張所その他これに準ずる施設）を有していること。

イ 市税及び国税等の公租公課を滞納していないこと。

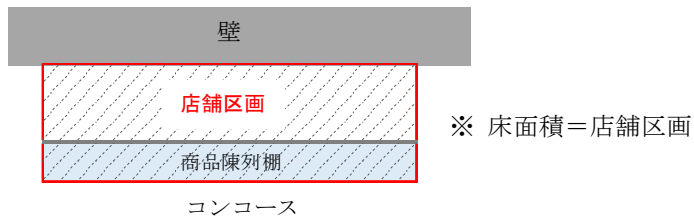
ウ 許可箇所で行う事業の営業実績を通算2年以上有していること。

エ 出店時において、札幌市営地下鉄駅構内及び当局が所有管理するバスターミナル内に店舗を出店していない事業者。

4 出店条件等

(1) ワゴン型売店の設置条件

ア 売店の床面積が、9.6㎡未満であること。



イ 商品陳列棚やワゴン、ショーケース等の営業に必要な什器は、すべて出店事業者で準備すること。

ウ 商品陳列棚、ワゴンは、全て不燃材料を使用したものとし、ストッパーや車止め等で固定すること。

エ 営業終了後は、商品陳列棚やワゴン、什器等を所定の場所に格納し、不燃性のフェンスで囲う等、必要な防犯対策を講じること。

(2) 対面型売店の設置条件

ア 商品陳列棚やワゴン、ショーケース等の営業に必要な什器は、すべて出店事業者で準備すること。

イ 商品陳列棚、ワゴンは、全て不燃材料を使用したものを使用すること。

ウ 営業終了後は、店舗シャッターを閉鎖の上、施錠を行うこと。

(3) 出店等の方法

行政財産の目的外使用許可により出店等を行っていただきます。従って、借地借家法は適用されません。

5 使用許可期間

販売区画等の設置及び撤去等に要する期間は、使用許可期間に含みます。使用許可開始日は当局との協議の上で決定します。

(1) ワゴン型売店

(ア) 百貨店及びその他商業施設でのワゴン店舗を使用した菓子類、食品、雑貨の販売運営の実績を有する企画会社であって、短期間で営業種目の入れ替えが可能な事業者
1週間から最大1年間。ただし、後述「5 使用許可の取り消し」に該当しなければ、申請により1年間に限り更新することができます。(最長2年間、再更新は不可)なお、使用開始は月曜日、終了を日曜日とする。

(イ) 上記 (ア) 以外の事業者

1週間から最大6か月間

(2) 対面型売店

- (ア) 百貨店及びその他商業施設でのワゴン店舗を使用した菓子類、食品、雑貨の販売運営の実績を有する企画会社であって、短期間で営業種目の入れ替えが可能な事業者
4週間から最大1年間。ただし、後述「5 使用許可の取り消し」に該当しなければ、申請により1年間に限り更新することができます。(最長2年間、再更新は不可) なお、使用開始は月曜日、終了を日曜日とする。

(イ) 上記 (ア) 以外の事業者

2週間から最大6か月間

(3) 使用料等

ア 使用料

使用開始日の前月末日までに使用料を前納していただきます。ただし、営業期間が翌年度にまたがる場合や7か月以上の場合等は下記の例によります。

営業期間 (例)	使用料	納付期限
12月～翌年5月	①12月～3月分、②4月～5月分	①11月末日、②4月末日
4月～翌年3月	①4月～9月分、②10月～3月分	①4月末日、②9月末日

イ 道路占用料相当額

物件が道路直下にあるため、上記使用料のほかに道路占用料の支払いが必要になります。消費税相当分を加算の上、物件の使用開始月に当月から年度末までの使用期間に応じた占用料を一括でお支払いいただきます。

(4) 営業日・営業時間

地下鉄営業日にはすべて営業することができます。

営業可能な時間は、6時30分から23時00分までの範囲とします。

なお、防災上などの理由から、臨時に駅施設の一部又は全部の閉鎖を行ったり、地下鉄の運行を停止したりすることがありますが、事業者は当局に一切の補償を請求することができません。

(5) 使用上の制限

ア 商品やワゴンの搬出入について、駅利用者のピーク時間は行わないこと。

イ 使用可能な電気調理器具は、電子レンジ、電気ポット及びコーヒーマーカー等とする。

ウ 当局が特に認める場合を除き、利用客が長時間滞在するような椅子の設置は不可とする。

エ 設置物の装飾などは、事前に当局の承認を得るとともに、使用期間中は維持管理を徹底すること。

オ 営業区画で発生したゴミは、必ず持ち帰ること。

カ 飲食物の販売は、事業者の責任において保健所への申請手続きを行うなど、衛生管理を徹底すること。

キ 商品、サービス等の問い合わせや苦情は、出店事業者の責任において対応すること。

ク 営業区画内における化学物質の発散に対する衛生上の措置について、十分な対策を講じること。

ケ その他、次の各号に該当する行為、または目的とする施設の使用は認めない。

(7) 裸火及び電気調理器具（前述を除く）の使用

(イ) 喫煙行為（駅施設内においては全て禁煙）

(ウ) 爆発物等危険物品※、その他地下鉄利用客または周辺住民に不快を与える恐れのある物品や機器などの保管・設置・持ち込み・使用

※危険物品：札幌市火災予防規則第 10 条第 1 項各号に規定する火災予防上危険な物品

(エ) 飲食業態における酒類の提供

(オ) 風営法にかかる風俗営業の類の営業行為

(カ) 暴力団施設その他暴力的な活動

(キ) 宗教活動、その他政治的活動

(ク) 営業区画における事業と関係のない広告や告知、広報活動

(ケ) 営業区画外でのチラシ配布や試食、試供品の提供行為

(コ) 地下鉄駅施設の活用としてふさわしくないと判断されるもの（乗車券類の値引き販売等を含む）

(サ) その他法令違反や公序良俗に反する行為または目的とするもの

(6) 地下鉄事業等の優先

地下鉄事業を優先とし、当局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検及び駅改良工事、並びにこれに伴う停電作業に協力すること。

6 使用許可の取り消し

次の各号に該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

(1) 当局が募集区画を、公用又は公共用に供するため必要とするとき

(2) 事業者が上記 4 及び 5 又は行政財産使用許可書の記載事項に違反したとき

(3) 事業者が応募者の資格を失ったとき

7 使用許可終了時等の条件

使用許可期間が終了したとき、又は上記「5 使用許可の取り消し」により使用許可を取り消したときは、直ちに原状に回復して返還していただきます。

また、この場合において事業者は、札幌市交通局に対して一切の補償を請求することができません。

8 損害賠償及び補償

出店事業者が、当局施設の使用によって当局または第三者に損害を与えた場合は、事業者が当該損害賠償責任を負います。

この場合のほか、出店事業者は当局が認める条件を履行しないために損害を与えたときは、その損害額に相当する金額の損害賠償責任を負います。

9 応募方法

- (1) 上記の各条件を十分に確認の上、駅構内等の区画の使用を希望される方は、下記受付先まで、Eメールもしくは電話にてお問い合わせください。
- (2) 40日前までに応募を締め切り、使用用途や応募資格等を確認させていただいた上で、先着順にて受付を行います。なお、応募は使用開始日の6か月前から受付ます。

※ただし、上記5の企画会社からの提案を第一優先とし、出店協議をさせていただきます。

- (3) 必要書類、各種証明等については、協議を進める中でご案内いたします。

【受付先】 〒060-0042 札幌市中央区大通西2丁目9 大通西2丁目ビル3階

札幌市交通局 事業管理部 営業課 資産活用係

E-mail: st.shisan@city.sapporo.jp TEL: 011-211-5726 (直通)

※お電話での問い合わせは平日9:00~17:00

10 その他

- (1) この要領について疑義が生じた場合は、当局の解釈によります。
- (2) 公正で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問い合わせには一切応じられません。

附則

- 1 この要領は令和8年4月1日から施行します。
- 2 本要綱の施行により、札幌市交通局駅構内ワゴン型売店設置事業者募集要領(令和4年9月1日施行)は廃止します。